

総合計画審議会 会議経過要旨

会議名	第9回木津川市総合計画審議会		
日時	平成20年9月3日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで	場所	木津川市役所 全員協議会室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (議会推薦)	■高味 孝之委員
		2号委員 (公募委員)	■中谷 武弘委員、■福岡 正司委員、■中谷 啓一委員
		3号委員 (見識委員)	■真山 達志委員(会長)、□井上 典之委員(副会長)
		4号委員	□天津 泰治委員、□稲田 進委員、□大倉 恵美子委員 ■長西 養子委員、■木村 浩三委員、■中津川 敬朗委員 ■西澤 浩美委員、■西村 紀寛委員、■西村 正子委員
	庶務 (事務局)	大西学研企画課長、山本課長補佐、坂元係長、中島主任	
ワーキング	㈱地域計画建築研究所 石川、松本		
傍聴者	2名(内、報道関係者1名)		
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>① 総合計画 中間案(案)について</p> <p>(2) 報告・説明事項</p> <p>① 総合計画中間案概要版(案)について</p> <p>② パブリックコメント及び住民説明会の開催日程について</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次回審議会開催日程について</p> <p>(2) その他</p> <p>5. 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1. 開会</p> <p>事務局より開会を宣言した。</p> <p>2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名</p> <p>会長より、開会にあたり、あいさつがあった。</p> <p>なお、会議録署名委員として西澤 浩美委員を指名した。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>① 総合計画 中間案(案)について</p> <p>中間原案に対する地域審議会の答申及び京都府等への意見照会結果による修正案を反映させた中間案(案)について、事務局より資料を基に説明し、本日の審議経過により一部修正の上、中間案とすることを確認した。</p> <p>なお、本日の会議経過による修正については、事務局において中間案(案)を修</p>		

正し、会長が確認することとした。

また、会長確認後、委員へ中間案を送付することとした。

ア) 加茂地域審議会及び山城地域審議会からの答申について

事務局より、資料1を基に、木津川市第1次総合計画(中間原案)に対する両地域審議会からの答申を報告し、答申及び付帯意見の取り扱いについて、資料2のとおり中間案に反映させることを確認した。

イ) 庁内意見等による総合計画中間原案の主な修正について

事務局より、資料3を基に、木津川市第1次総合計画(中間原案)に対する庁舎内及び京都府からの意見及びその取り扱いについて説明し、資料3のとおり中間案に反映させることを確認した。

ウ) 前回の審議会における意見に基づく補強等について

前回の審議会における意見に基づく修正案について、事務局より資料3を基に説明し、資料のとおり中間案に反映させることを確認した。

また、その他の検討事項について、事務局より資料3を基に説明し、基本計画第6章のタイトルを、「環境と調和した持続可能なまちの創造」とすることを確認した。

その他の2項目については、今後調整し、状況に応じて中間案を補強することとした。

(2) 報告・説明事項

① 総合計画中間案概要版(案)について

総合計画中間案概要版(案)について、事務局より資料を基に説明し、審議事項で確認した中間案により、内容を一部修正の上、本年10月に住民へ配布することを確認した。

② パブリックコメント及び住民説明会の開催日程について

中間案に対するパブリックコメント及び住民説明会の開催日程について、事務局より資料5を基に説明し、資料のとおり実施することを確認した。

4. その他

(1) 次回審議会開催日程について

次回審議会については、住民説明会等の意見集約後に開催することとし、後日日程を調整することとした。

(2) その他

特記事項なし。

5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名

3. 議事

(1) 審議事項

① 総合計画 中間案(案)について

中間原案に対する地域審議会の答申及び京都府等への意見照会結果による修正案を反映させた中間案(案)について、事務局より資料を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

ア)加茂地域審議会及び山城地域審議会からの答申について

事務局より、資料1を基に、木津川市第1次総合計画(中間原案)に対する両地域審議会からの答申を報告し、答申及び付帯意見の取り扱いについて、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答)

○山城地域審議会の意見②について、JR 駅舎のバリアフリー化は対応方針が示されているが、小規模多機能型施設設置支援に関する対応方針が示されていないのではないか。

▶ 既存の公共施設のバリアフリー化については、中間案で補強している。

小規模多機能型施設設置支援については、施設の認定は受けていないが、趣旨に合致した活動をしておられる団体があり、京都府の協力を得ながら支援を実施している。そのような取り組みを追加できるか、検討する。

イ)庁内意見等による総合計画中間原案の主な修正について

事務局より、資料3を基に、木津川市第1次総合計画(中間原案)に対する庁舎内及び京都府からの意見及びその取り扱いについて説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答)

○京都府では、8月中に関係部署を含めて中間原案に対する意見を照会し、資料3のとおり意見を提出した。具体の事務事業内容に関する意見もあったが、総合計画に対する意見であることから、大きな視点で意見をまとめ、中間案(案)に反映していただいた。(報告)

○中間案(案)P, 127 ごみの減量に関する目標数値が、平成30年度で減少しているが、誤りではないか。

▶ 49.3%が正しい数値であり、修正する。

○中間案(案)P, 102 「地球環境の保全と継承」の主な事業に記載された「地球温暖化実施計画の検討」について、同計画は自治体に策定が義務付けられており、「地球温暖化実施計画の策定」に改めるべきではないか。

▶ 「地球温暖化実施計画の策定」に改める。

○P, 10 の財政状況を示す表について、府内 14 市の平均値欄は不要ではないか。
○他団体の総合計画でも掲載されている例があり、合併により市となって初めての総合計画であることを踏まえると、参考として府内の平均値と比較できることも良いのではないか。

▶ 財政状況を示す表については、案のとおりとする。

○財政状況を示す表に使用されている「類似団体」の文言は、住民には馴染みがなく、用語の解説が必要ではないか。また、どの用語に解説が付いているか表示する必要があるのではないか。

▶ 「類似団体」の用語説明を追加する。また、全体的に難解な用語を再確認し、アスタリスク等で解説の対象となっている用語を明示することとする。

○成果指標に示された観光入込客数については、平成 19 年度の数値が公表されているので、最新のデータに変更する必要がある。また、荒茶の生産量について、成果指標と基本計画の数値を整合させる必要がある。

▶ 平成 19 年度の観光入込客数を確認し、最新のデータに変更する。
荒茶の生産量については、成果指標の数値で統一する。

ウ) 前回の審議会における意見に基づく補強等について

前回の審議会における意見に基づく修正案等について、事務局より資料 3 を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶ …質疑に対する返答)

○市内高等学校との連携については、小中学校での取り組みを含めて修正案が示されており、適切な案と考える。

▶ 修正案のとおり、中間案を補強する。

○財政見通しと清掃センターの取扱いについては、現在庁内で検討・調整が進められており、今後、状況に応じて中間案を補強することとする。(会長)

○第 6 章のタイトルについて、環境負荷の低減については本文で補強されているため、「調和」の理念を強調しても良いと考える。ただ、持続可能なまちを創造する理念は、強調しておく必要があるのではないか。

○両方の理念を融合し、「環境と調和した持続可能なまちの創造」としてはどうか。

▶ 意見を受け、「環境と調和した持続可能なまちの創造」とする。

○地域審議会及び庁舎意見等による修正については、資料のとおり中間案へ反映する。その他、本日の意見を受けて、中間案(案)を一部修正し、中間案として答申することとする。

なお、本日の意見による修正については、事務局で中間案(案)を修正後、会長が確認し、委員の皆様へ郵送することとする。(会長)

(2) 報告・説明事項

① 総合計画中間案概要版(案)について

	<p>総合計画中間案概要版(案)について、事務局より資料を基に説明し、審議事項で確認した中間案により、内容を一部修正の上、本年10月に住民へ配布することを確認した。</p> <p>なお、特段意見等はなかった。</p> <p>② パブリックコメント及び住民説明会の開催日程について</p> <p>中間案に対するパブリックコメント及び住民説明会の開催日程について、事務局より資料5を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。</p> <p>主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答)</p> <p>○住民説明会へは、総合計画審議会も参加するのか。</p> <p>○総合計画は市が策定するものであり、市で対応すべきではないか。</p> <p>▶ 当初確認したとおり、住民説明会は市が中心となって実施するため、審議会委員としては参加いただかないこととする。ただ、可能であれば、住民として参加いただきたい。</p> <p>○パブリックコメントでは、概要版の全戸配付だけでなく、中間案全体も公表するのか。</p> <p>▶ 概要版を広報に折り込んで全戸配付し、パブリックコメントの期間等を周知するとともに、中間案全体についても窓口及びホームページで閲覧できるようにする。</p> <p>○中間案全体も全戸配付するのか。</p> <p>▶ 概要版のみを全戸配付する。また、総合計画の完成版については、概要版、全体ともに全戸配付せず、希望者への概要版の配布と閲覧を予定している。中間案からの変更点については、広報等で周知する。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次回審議会開催日程について</p> <p>(2) その他</p> <p>5. 閉会</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし。</p>